

奈良県告示第五百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

王寺町

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業王寺町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 昭和五十八年十二月十六日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

変更後の事業地

(一) 収用の部分

平成元年十二月奈良県告示第四百六十五号のとおり

(二) 使用の部分

昭和五十八年十二月奈良県告示第五百九十一号、昭和六十一年九月奈良県告示第三百五十三号、平成元年十二月奈良県告示第四百六十五号、平成十年六月奈良県告示第三百三十三号、平成十九年八月奈良県告示第八十一号及び平成二十三年三月奈良県告示第四百三十五号の事業地のうち王寺町本町一丁目、本町三丁目、本町四丁目、畠田八丁目、南元町一丁目、南元町二丁目及び南元町三丁目地内において事業地を変更する。